



平成 28 年 10 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 森 豊隆
(コード番号 2372 東証第一部)
問 合 せ 先
役 職 専務執行役員 CEO オフィス長
氏 名 谷田 洋平
電 話 03-3264-3148

第 9 回新株予約権の発行について ～「コミット・イシュー」補足説明～

平成 28 年 10 月 13 日に公表した「第三者割当により発行される第 9 回新株予約権（行使価額修正条項付き）の発行及び新株予約権の第三者割当契約（コミット・イシュー）の締結に関するお知らせ」について、この資金調達手法である「コミット・イシュー」の特徴を下記のとおり補足説明いたします。

記

今回の「コミット・イシュー」には、次のような特徴があります。

1. 割当予定先が原則全株購入を約していること

当社が新株式の発行予定株数を予め定め、原則として割当予定先が必ず全株式を購入する(全部コミット)手法です。新株式発行予定株数(800,000 株)を、平成 29 年3月 14 日(注)までに割当予定先が原則全株購入します。また、平成 29 年1月 10 日(注)までに少なくとも発行予定株数の 45%相当数(360,000 株)を割当予定先が購入(前半コミット)する為、タイムリーにキャッシュを確保することができます。(ご参考①)

(注) コミット期間延長事由及び市場混乱事由発生時を除く

2. 行使価額に売買高加重平均価格(VWAP)を使用していること

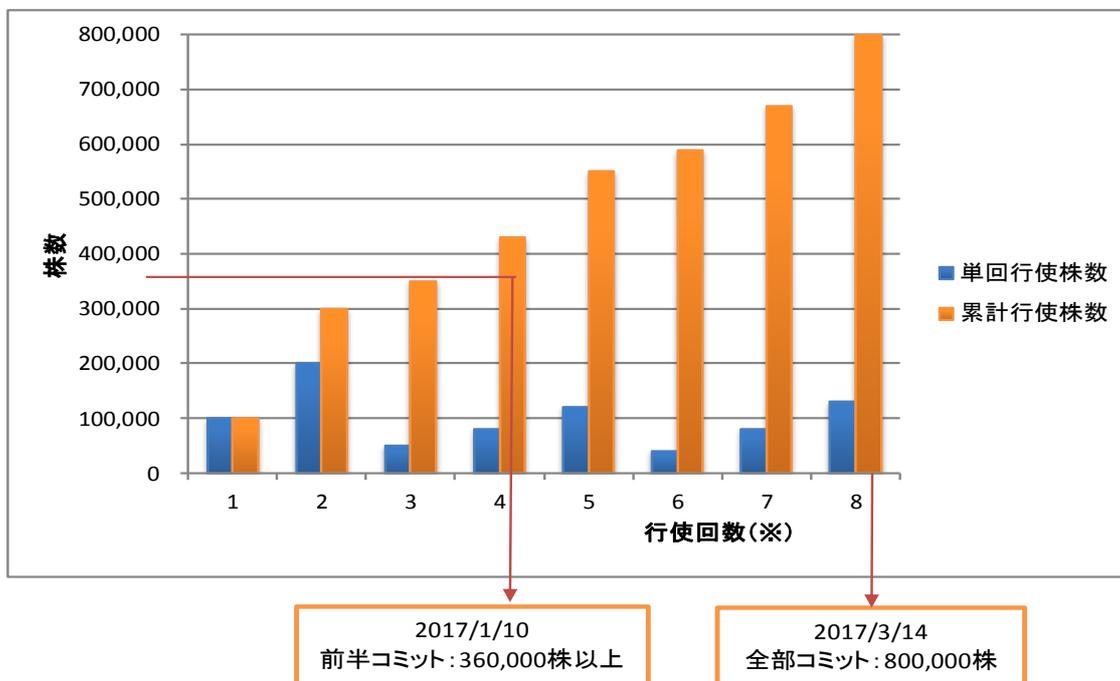
本新株予約権の行使価額は、取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の一定期間の単純平均値の 91%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額です。VWAPとは当日の取引所で成立した価格を価格ごとの売買高(出来高)で加重平均したものをいいます。

3. 行使価額の修正又は調整により調達資金額の増加又は減少の可能性があること

全株数において上限行使価額(又は下限行使価額)を定め各修正後の行使価額と比較して発行されることになりま。ただし、修正後の行使価額が上限撤回価額を超える場合、上限行使価額は消滅し、以後の行使価額は再びその

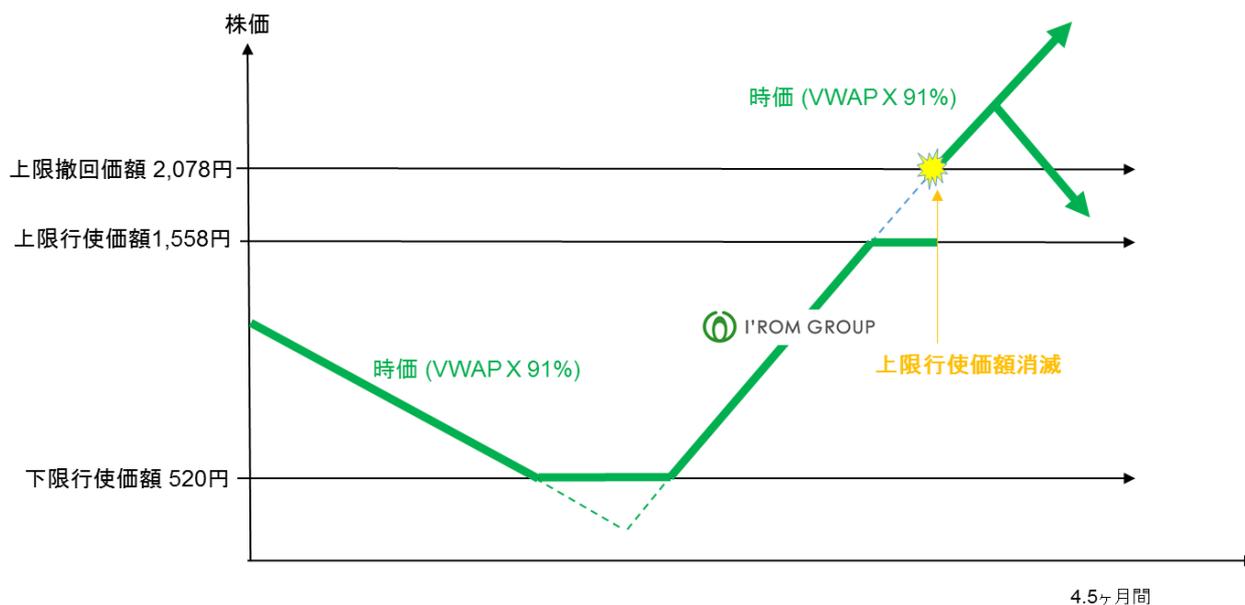
時々における時価を基準に算出されるようになります。(ご参考②)このように行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。

<ご参考①:本新株予約権の行使イメージ>



※上図に示した行使回数は例であり、実際の契約上、行使回数は割当予定先の裁量によります。なお、行使価額の修正回数は通算で原則 18 回と予定しております。

<ご参考②:株価上昇メリットを享受する上限撤回メカニズムについて>



以上